

業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 洋上風力発電事業に係る北海道への団体視察旅行手配業務委託
- 2 履行期間 契約締結の日から令和8年11月30日まで
- 3 業務委託料 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金〇〇〇, 〇〇〇円)
- 4 業務内容 別添仕様書に定めるとおり
- 5 契約保証金 〇〇〇, 〇〇〇円
(又は佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条
第3項第〇号の規定により免除)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 佐賀市城内一丁目1番59号
氏名 佐賀県 産業労働部
再生可能エネルギー総括監 大野 伸寛 印

受注者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、本契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添仕様書に定める要件及び条件に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

(乙の履行義務等)

第2条 乙は、仕様書及び本契約書に基づき、自己の責任において、頭書の契約金額をもって、履行期限までに、委託業務を完了しなければならない。

2 委託業務の完了までに生じる必要な費用及び労力についての損失は、すべて乙の負担とし、完了前に履行不能となった場合には、乙は当該不能となった部分に相当する委託料の請求をすることはできない。ただし、当該履行不能が甲の責に帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

(委託業務の処理方法)

第3条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲が書面による承諾をしたときは、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第18条第1項第4号に規定する契約解除要件に該当しない者を責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に協議しなければならない。

3 乙は、前項による協議を行う場合、再委託予定者から甲が定める様式により、暴力団等と関係がない旨の誓約書を提出させ、添付しなければならない。

4 乙は、再委託先に本契約書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、その旨を乙及び当該委託を受けた者の連名により明記した書面を第2項の協議に係る書面に添付するものとする。

5 乙から委託を受けた者は、さらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(事故等の報告)

第6条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(業務実施計画書の作成及び提出)

第7条 乙は、本契約締結後、委託業務を遂行するために必要な作業工程表及びそれに対応した業務遂行に関する計画書（以下「業務実施計画書」という。）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、本契約が完了した後も種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するには、その契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が第15条の引き渡し時においてその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の納入期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限を変更することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項における変更が、甲の責に帰する場合において、乙が著しい損害を受けたときは、乙は甲に対し損害賠償を請求することができる。ただし、賠償請求できる損害額は、当該変更又は一時中止による直接損害に限られ、得べかりし利益、間接損害、弁護士費用等は含まれないものとする。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、天災地変その他自己の責によらない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は甲乙協議して決する。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第12条 履行期限内に経済事情の激変又は予期することのできない理由の発生に基づき契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。

(管理義務)

第13条 乙は、委託業務の履行上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰

する理由による場合においてはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における遅延損害金)

第14条 甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に委託業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、契約金額に対し、年3.0パーセントの割合を乗じて計算した金額を遅延損害金として徴収する。

(検査及び成果物の引渡し)

第15条 乙は、仕様書、本契約書及び業務実施計画書に定めるところにより、業務が完了したときは、遅滞なく委託業務完了届に必要な成果物を添えて業務履行の確認を甲に求めなければならない。

2 甲は、前項の規定による確認を求められたときは、受理した日から10日以内に検査を行うものとし、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の検査の結果、成果物の修補を要する場合は、乙は自己の負担において速やかに所定の修補を行い、再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払い)

第16条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による正当な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を乙に支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本委託業務の遂行に必要な額の前金払ができるものとする。

4 甲の責に帰する事由により第1項に係る業務委託料が、第2項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(権利の帰属)

第17条 仕様書に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は、甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。

3 乙は、甲に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

4 乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲より請求があったときは速やかに甲の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

5 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権について、個人情報保護を侵害する場合以外は、乙はいかなる権利も主張できない。

6 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

7 本件成果物及び前項の資料等に、乙が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、

アイデア、技術、情報等を含む。)が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は本件成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

8 乙は、本条の規定に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

9 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(甲の契約解除権)

第18条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第5条の規定に違反したとき。

(3) 乙又はその使用人が検査又は監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認めるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(乙の契約解除権)

第19条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

(違約金)

第20条 甲は、乙が第18条の各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収する。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

3 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

- 4 乙は、第19条に該当したことにより契約を解除した場合は、その金額は契約金額の100分の10に相当する額の違約金を徴収する。
- 5 第4項の規定による違約金の徴収は、乙の損害賠償の請求を妨げない。
- 6 第1項による違約金において、甲の定める期限までに支払わないときは、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(第三者の権利侵害)

第21条 乙は、事業完了報告書等が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

- 2 事業完了報告書等が第三者の著作権その他の権利を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合には、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。
- 3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(指揮命令等)

第22条 乙は、乙の職員に対する業務の遂行、労働時間、企業秩序の維持・確保等に関する指示等の管理を自ら行い、業務の処理について使用者としての労働関係法規上のすべての責任を負うものとする。

(情報提供等)

第23条 甲は、乙が本契約履行のために必要な県の情報及び資料の提供に協力する。

- 2 乙は、前項の規定により提供された情報等を委託業務の目的以外に使用してはならない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

(機密保持)

第24条 乙及び乙の使用人は、委託業務の実施に関して知り得た情報を機密情報として扱うものとし、他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号の情報を機密情報として扱わない。
 - (1) 第三者から入手した情報で守秘義務を負うことなく正当に入手した情報及び開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報
 - (2) 甲又は第三者から開示された情報によらずして、独自に開発した情報
 - (3) 公知のもの、又は甲若しくは第三者から得た後、自己の責によらないで公知となった情報
- 3 乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 4 乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

- 5 甲は、乙又は乙の使用人が第1項の規定に違反した場合は、乙より契約金額の100分の10に相当する違約金を徴収する。
- 6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 7 乙は、第5項の場合において、甲に違約金を超える金額の損害がある場合は、当該金額から違約金を控除した額を甲に賠償しなければならない。
- 8 乙又は乙の使用人が第1項の規定に違反したことにより、第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が第5項の規定により違約金を徴収することを妨げない。
- 9 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(損害賠償)

第25条 乙は、第17条第8項及び第24条第8項に定めるほか、その責に帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、前項及び第17条第8項の規定による賠償金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第26条 本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第27条 本契約書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

別記1（個人情報取扱）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の収集）

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

（事務取扱担当者の明確化）

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の外への持出の禁止）

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

(1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと

(2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること

(3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査すること

ができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

- 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

情報セキュリティ対策特記事項

（基本的事項）

第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

（守秘義務）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用・提供の禁止）

第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き

渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告義務)

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(報告、監査及び検査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(別添)

洋上風力発電事業に係る北海道への団体視察旅行手配業務委託仕様書

1 委託業務名

洋上風力発電事業に係る北海道への団体視察旅行手配業務委託

2 目的

県内企業の洋上風力発電事業への参入を促進するために実施する本視察に係る旅行の手配を行う。

3 参加者数

24名（※うち自治体職員が4名） ※参加人数は変動（増減）の場合あり。

4 実施期間 ※1

令和8年10月6日（火）～ 10月8日（木）

日程	AM	PM
10月6日	・福岡空港集合 ・移動（福岡空港－新千歳空港） ※昼食は弁当可	・移動（新千歳空港－北海道庁） ・意見交換（北海道庁 16:00～17:00 頃）※3 ・札幌市内又は周辺ホテルに宿泊
10月7日 ※2	・移動（宿泊ホテル－石狩市） ★内容（10:00～16:00 頃） 石狩市の取組（座学）・地元企業との意見交換会、石狩湾新港視察（途中、石狩市内で昼食）	★内容（10:00～16:00 頃） 石狩市の取組（座学）・地元企業との意見交換会、石狩湾新港視察 ・移動（石狩市－宿泊ホテル） ・札幌市内又は周辺ホテルに宿泊
10月8日 ※2	・移動（宿泊ホテル－札幌） ★内容 札幌市周辺観光施設見学又は意見交換（北海道庁）※3 ※途中、新千歳空港へ向かう途中で 昼食 ・移動（札幌－新千歳空港）	・移動（新千歳空港－福岡空港） ・福岡空港解散

※1 視察先等（会場手配含む。）の調整は発注者（佐賀県）が行うこととするが、調整の結果、行程が変更となる場合あり。

※2 時間に余裕があれば周辺観光施設（土産屋を含む。）見学を入れることとし、その調整は、受注者（旅行代理店）が行うものとする。なお、別途、見学に係る料金が生ずる場合は、発注者と調整のうえ、本業務の委託料に含めず、参加者が直接、受注者へ支払うものとする。

※3 フライトの関係で北海道庁での意見交換は3日目となる場合あり

5 委託業務内容

別添の行程表案を基にした、視察事業に伴う移動手段及びホテル等の手配、その他事業の実施に必要な諸業務。

なお、受託に際しては、新千歳空港より添乗員を1名以上同行(北海道内)させることとする。

(1) フライト

別添の行程表案及び下記表に基づき、適切なフライトを手配（原則、団体航空券扱いとし、空港施設使用料等を含む）

※なお、自治体職員4名の航空券代は、直接、受注者へ支払うため、本業務の委託料に含めないこと。

日程	航空券	人数
10月6日	(午前発) 福岡空港発 → 新千歳空港 [ANA 1279] 10:15 発 12:35 着 又は [JAL 3513] 11:50 発 14:10 着	24名分
10月8日	(午後発) 新千歳空港 → 福岡空港発 [ANA 1278] 14:20 発 16:55 着 又は [JAL 3512] 13:20 発 15:55 着	24名分

(2) 貸切りバス

別添の行程表案及び下記表に基づき、24名以上乗車可能な適切な車両を手配。

※集合及び解散場所は、委託者と協議の上、適切な地点を設定すること。

日程	借上車両	区間・時間等
1日目	バス1台	北海道（4時間程度） ・千歳-札幌
2日目	バス1台	北海道（8時間程度） ・札幌-石狩-札幌
3日目	バス1台	北海道（4時間程度） ・札幌-千歳

(3) ホテル

下記表に基づき、適切なホテルを手配

※ホテルはビジネス(スタンダード)以上、1名利用、朝食付とすること。

参加者へ案内するホテルは、2か所程度(ホテル間の距離はバス5分程度)とする。

※なお、参加者の宿泊代は、参加者が直接、受注者へ支払うため、本業務の委託料に含めないこと。

日程	条件 ※1人1部屋	地域
10月6日	ホテル（スタンダード） 24名分	札幌市内
10月7日	ホテル（スタンダード） 24名分	札幌市内

(4) 食事

別添の行程表案及び下記表に基づき、適切な食事の手配等

※なお、希望者の夕食費は参加者が直接、受注者へ支払うため、本業務の委託料には含めないこと。

日程	手配	地域	備考
10月6日	昼食（弁当可）24名分 ※飲食込 2,000円程度/人程度	福岡市内又は札幌市内	会場手配及び支払いを含む
	夕食24名分（希望者のみ） ※飲食込 6,000円程度/人程度	札幌市内	会場手配及び支払いを含む
10月7日	昼食24名分 ※飲食込 2,000円程度/人程度	石狩市内	会場手配及び支払いを含む
10月8日	昼食24名分 ※飲食込 2,000円程度/人程度	札幌市～千歳市内	会場の手配及び支払いを含む

(5) 旅行傷害保険

別添の行程表案及び下記条件を満たした適切な旅行傷害保険の参加者20名分の手配（※）
・日本国内旅行中に病気又は怪我をした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院等を対象とした経費

※自治体職員対象外

6 委託経費内容

次の項目のとおりとする。

- (1) 貸切りバス借上費（運転手、その他諸経費含む） 一式
- (2) 航空券代 20名分（原則、団体航空券扱いとし、空港施設使用料等を含む）
※自治体職員4名分は本業務委託料に含めない（職員から受注者へ直接払い）。
- (3) 昼食費（飲料代含む） 3日分（10月6～8日）24名分
- (4) 旅行傷害保険料 20名 ※自治体職員4名分は本業務委託料に含めない
- (5) 同行添乗員経費 一式
- (6) 手配料 24名分
- (7) その他事業実施のために必要な経費
※宿泊ホテル代及び夕食代、周辺観光施設見学費(必要に応じ)については、参加者から受注者へ直接払いのため本業務委託料に含めない。

7 代金の支払方法

完了払とし、請求のあった日から 30 日以内に支払うこととする。

8 取消料

発注者の都合により、参加者数の減少等の取消において、取消料が発生した場合、標準旅行業約款に基づき、発注者が取消料を負担するものとする。

9 その他留意事項

- ・ 緊急時等に迅速かつ柔軟に対応でき、参加者が安全、円滑に移動（滞在）できる体制を整えること。
- ・ 事業実施にあたっては、発注者と十分に調整・連携を図ること。
- ・ 当日の状況等による内容変更などに際し、柔軟に対応すること。
- ・ 情報の適正な管理に努めること。
- ・ 委託業務内容の変更、数量の変更、取消料の追加等がある場合は、契約変更の対象とするが、航空券代、貸切りバス借上料等の単価の変更は、真にやむを得ない事情である場合を除き、変更契約の対象とはならない。
- ・ 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ発注者から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・ 本業務委託の完了後、完了報告書、請求書等関係書類を提出すること。
- ・ 委託業務の内容等については、発注者が修正等の指示を行うことができるものとする。
- ・ この仕様書の定めのない事業については、発注者と受注者とで協議するものとする。